

令和2年7月14日発行

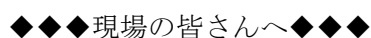


農業担い手メールマガジン臨時号（第314号）



<トピックス>

1. 「経営継続補助金」の2次募集のスケジュールを公表しました！！
2. 「経営継続補助金」について照会の多いQ&Aを追加しました！
3. 令和2年度6次産業化優良事例表彰、募集開始！



【1. 「経営継続補助金」の2次募集のスケジュールを公表しました！！】

経営継続補助金については、6月29日（月）から1次募集の受付を行っており、現在、支援機関の伴走支援を受けながら申請準備を進めていただいていると思います。

こうした中、農作業の繁忙期である、災害に見舞われたなどのため1次募集期間中に申請ができな  
いといった声が寄せられています。

このような御意見を踏まえ、2次募集を行うこととし、本日、公募要領を変更し、公募日程を公表し  
ましたので、1次募集に間に合わないなどの場合には、2次募集への応募について御検討ください。

○2次スケジュール

- 2次受付開始：令和2年9月中旬目途  
（1次募集の採択・不採択の決定通知後）
- 2次受付締切：令和2年10月中旬目途

※本事業は、年度内執行が基本となりますので、1次募集と同様に事業実施期間（実績報告期限）は  
1月末までとなります。（事業実施期間中に資材の入手困難や関係者との調整など、事業実施に不測  
の事態が生じたときは、個々に繰越手続を行う場合がありますので、支援機関を通じて御相談く  
ださい。）

◇経営継続補助金について（農林水産省）

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/keizoku.html>

◇経営継続補助金について（補助金事務局）

<https://keieikeizokuhojokin.info/index.html>

◇お問い合わせ先

農林水産省経営局経営政策課

TEL：03-6744-0576（直通）

## 【2.「経営継続補助金」について照会の多いQ&Aを追加しました！】

農林漁業者の皆様から多く御質問・御相談いただいている事項について、Q&Aに整理し、追加・公表しました。

追加した主なQ&Aは以下のとおりです。

Q

作業用車両等の購入は、1／6経費の対象となるか。

A

作業用車両及び移動販売車両の購入は、接触機会を減らす生産・販売への転換等としての1／6経費には該当しません（台数を増やす等により省力化を図る場合であっても該当しません）。これらの車両を購入する場合は、他に1／6経費に該当する取組に要する経費を計上した上で、これらの車両の購入は1／6以外の経費として計上する必要があります（※単なる取り替え更新は補助対象とならず、燃費や環境機能、安全性の向上など導入する車両の特性をふまえた取組みとする必要があります）。

Q

換気機能付きエアコンはガイドラインに則した感染防止対策の取組（定額：50万上限）の「⑤換気費用」として対象となるか。

A

定額助成の「業種別ガイドライン等に則した感染防止対策の取組」は、業種別ガイドライン（農業の場合は「農業関係者における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」（公益社団法人大日本農会）をいいます。）等に則した、直接的に感染防止につながる対策に限定して、全額国費という手厚い支援を行うものです。

このため「換気費用」についても、公募要領において、対象となる経費を感染防止対策のために必要な機械装置等の購入・施工に要する経費としつつ、通常の生産活動のための設備投資の費用は対象とならない旨を明記しています（公募要領14ページの⑤換気費用を参照）。

こうした考え方の下、換気機能付きエアコンが定額部分の補助対象となり得る場合は、生産施設等

に換気装置を導入するに当たり、(通常の生産活動のための機能である) 温度調整機能等を伴っていることが不可欠であるようなケース(例えば、新たに換気装置のみを取り付けると、従来とは室内温度が大きく変化し、わざわざ別途温度管理装置を取り付けなければ栽培品目の生育に支障が生じてしまう、など)に限定されると考えています。

なお、経営継続に向けた取組(補助率: 3/4以内)であれば、換気機能の有無にかかわらず、作業環境の改善のためのエアコンは対象になりえます。

Q

10名で共同申請し、共同利用の機械等を導入する場合は、その機械を共同申請した者以外利用することはできるか。部会単位で利用する場合はどうか。

A

共同申請した農林漁業者が共同で利用することを目的として機械を導入していることから、その機械を共同申請者以外の者が利用することは目的外使用となり、認められません。部会メンバーであっても、共同申請者以外の者の利用はできません。

このため、共同利用の機械を導入する際には、共同利用する全ての農林漁業者の方が共同申請していただく必要があります。

◇経営継続補助金について(農林水産省)

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/keizoku.html>

◇経営継続補助金Q&A(未定稿)(令和2年7月9日現在)

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/attach/pdf/keizoku-69.pdf>

◇お問い合わせ先

農林水産省経営局経営政策課

TEL: 03-6744-0576(直通)

### 【3. 令和2年度6次産業化優良事例表彰、募集開始!】

6次産業化に取り組み、地域を活性化している事例を表彰する「6次産業化アワード」の募集が始まりました!

大臣賞受賞者は、翌年度の農林水産祭に参加することができます。

自薦・他薦を問わず、過去にエントリーし、受賞に至らなかった方もその後の進展した取組で再度

応募することができます。

募集締切は9月11日（金）です。今年もふるってご応募ください！！

◇募集期間

令和2年7月13日（月）から9月11日（金）まで

◇募集対象

農林漁業者又はその組織する6次産業化や農商工連携に主体的に取り組んでいる団体

◇応募条件・方法等の詳細はこちら

[https://www.e-toroku.jp/6jika\\_gpa\\_r02/](https://www.e-toroku.jp/6jika_gpa_r02/)

◇昨年度までの受賞実績はこちら

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renkei/6jika/good\\_practice\\_awards.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renkei/6jika/good_practice_awards.html)

◇お問い合わせ先

6次産業化推進協議会事務局

TEL：03-3281-0780

農林水産省食料産業局産業連携課

TEL：03-3502-8246



- 電子出版：農業担い手メールマガジン
- 発行日：毎月1回発行
- 発行元：農林水産省経営局経営政策課 担当：小川、山本、三上

☆ このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから

→ [https://www.maff.go.jp/j/kobetu\\_ninaite/n\\_hyousyou/hyousyou\\_merumaga.html](https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_hyousyou/hyousyou_merumaga.html)

☆ このメルマガの配信変更、配信解除、パスワード再発行等はこちらから

→ <https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

